

第1回京都府新型インフルエンザ等対策有識者会議

- 1 日時 : 平成25年4月26日(金)午後3時~午後4時15分
- 2 場所 : 京都府職員福利厚生センター 3階 災害対策本部
- 3 出席者 : 委員19名中16名(代理3名含む)が出席
代理(楢田委員、汐見委員、藤田(裕)委員)
欠席(大槻(公)委員、中屋委員、牧委員)

4 内容 :

- ・開会に際し、山口健康福祉部長が挨拶。
- ・次第に従い、
 - (1) 座長の選任について
→ 委員の互選により、井端委員(京都府特別参与)が座長に選任。
 - (2) 中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の状況について
 - (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び政府行動計画について
→ (2)、(3)を事務局が一括して説明後、意見交換。

【主な発言】

- ・これまでの新型インフルエンザ対策と比べ、新たにこの有識者会議で考えなければいけない部分はどこか。
→平成24年3月に改定したこれまでの対策計画に先日施行された特措法の措置を盛り込むような作業になっていく。特に、緊急事態宣言がだされた後の措置が特措法の特徴であると考えている。
- ・特措法では「要請」についての規定もされているが、強制力についてはどのように考えられているのか。
→基本的人権の尊重も踏まえ、段階を踏んで柔軟にやっていくというもの。例えば、外出自粛の場合も要請をして、それから指示をしていくという形になっている。
- ・平成21年の発生時に困ったのは、入試の前後にインフルエンザがまん延して入試が実施できないということが大きな苦しみであった。また、三年生にとっての最後の公式戦ができないということでも悩んだが、しっかりとした指示をしかるべきところからしていただきたい。
- ・敵の姿がまだよくわからないので、漠然とした対応に今のところはなってしまう。病原性がわかってくると対策はより具体的になり、何をすればよいかかわってくる。
- ・しっかりとした防御を考えていかななくてはいけない。

- ・福祉関係で言うと、具体的な指示や情報が必要。
 - ・新型インフルエンザが流行すれば企業活動への影響は大きいので、専門家の知見に基づく正確な情報をいち早くいただきたい。
 - ・今回の鳥インフルエンザについて一般住民にわかるよう報道してほしい。
 - ・保育所などの施設使用の制限は様々な影響がでてくるので、どうなっていくのか心配している。
 - ・特措法による制限等はまん延によって大事になる前に、そこを防止するための最小限の制約を行う規定となっており、やむを得ないものだと思う。
 - ・病原性がわからない中では細かな結論はでないかもしれないが、課題の洗い出しは必要。
- 新型インフルエンザ対策に係る医療体制の整備は進んでいる。混乱を防ぐための情報共有をいかに図るかが重要である。